

原子力発電所の安全対策等に関する決議

東京電力福島第一原子力発電所事故から2年が経過したが、事故は発生直後の危機的な状況を脱しただけで、依然として収束しておらず、加えて除染や汚染土壌の保管などの難題が山積しており、事故からの復興の道筋が描き切れていない。

事故発生以降、市町村では、二度とこうした過酷事故を起こさないために徹底した安全対策を講ずるよう国や事業者に求めるとともに、万が一に備え、市町村、国、県が連携して様々な対策を講じてきたところである。

こうした中、国では、原子力規制委員会が、新たな安全基準の骨子案等を示したところであるが、原子力発電施設の安全確保や住民の安全・安心を最優先とした実効性のある原子力防災対策について、国は責任を持って、早急に対応することが必要である。

よって、国においては、下記事項について、万全の対策を講じるよう強く要請する。

記

- 1 福島第一原子力発電所事故の徹底した検証に基づき、いかなる場合においても原子力発電所の安全が確保できるよう、万全の対策を講じるとともに、安全評価について慎重を期し、その結果を住民に分かりやすく説明すること。
- 2 放射線モニタリング体制の強化や住民の冷静な行動を促す適切な情報伝達体制の構築など、必要な財源措置を含め、実効性のある原子力防災対策を早急に講じること。
- 3 原子力災害時における広域避難等の行動指針や基準を早急に構築すること。

- 4 原子力施設の安全規制上における「安全協定」の位置付けを明確化すること。

以上 決議する。

平成25年5月17日

第162回北信越市長会総会